

平成 28 年 9 月 7 日

国立大学法人 名古屋工業大学長 殿

名古屋工業大学職員組合  
執行委員長代行 橋本



職員組合役員、過半数代表に関する申し入れ

本学における職員組合役員、過半数代表については、おおむね別添のポンチ絵（濃い矢印）のスケジュールにより、決定している。

平成 16 年の法人化以降、過半数代表は、職員組合からの推薦者（おおむね執行委員長）が教職員の選挙により信任を得る形で、決定している。

つまり、名工大教職員には、職員組合執行委員長が過半数代表として適任であるとの信頼、共通認識があるものと考えている。

しかしながら、ここ 2 回連続して、執行委員長（＝過半数代表）が、管理監督者（領域長）に選任されることにより、労使間の紳士協定である「組合員の範囲に関する確認書」に基づき、組合員（執行委員長）の籍を離れている。

職員組合としては、執行委員長の不在に対して、執行委員長代行を置くことにより対応しているが、労働組合として必ずしも健全な状態ではないと認識している。

また、過半数代表については、違法とは言えないとの判断から、管理監督者のまま過半数代表を続けていると認識している。

うがった見方をすれば、職員組合執行委員長を大学当局が管理監督者に任命し、「組合つぶし」を図っているとの非難の余地がある。

また、過半数代表についても、管理監督者が続けることは違法ではないのかも知れないが、法の趣旨からは避けた方がよいのは、労働基準監督署のパンフレットのとおりである。

つまり、現状は、二つのリスクを抱えているものであり、このことによる無用な混乱を職員組合は望むものではない。

以上のことから、職員組合として、別添ポンチ絵（薄い矢印）により、スケジュールの改正を一案として提案するものである。

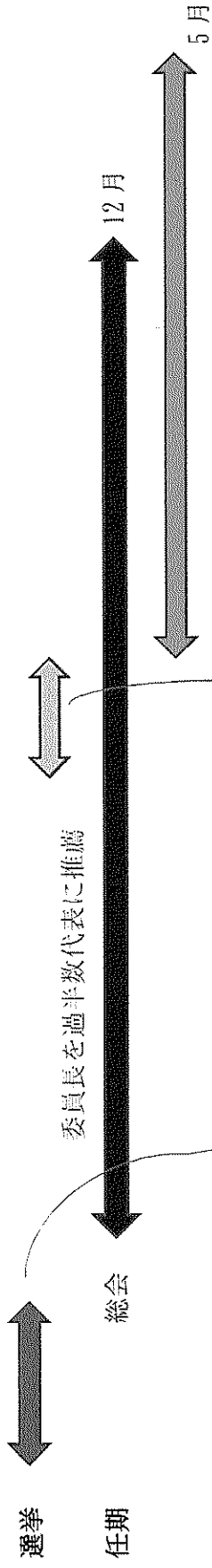
このことについて、大学当局としてどう考えられるのか、回答をいただきたい。

なお、恐縮ですが、職員組合の選挙日程の関係もあり、出来れば 9 月中を目途に回答をいただきたい。

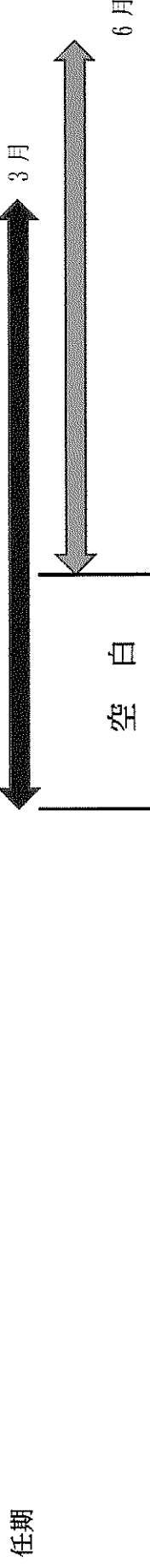
最後に、念のため、大学当局は、職員組合執行委員長及び過半数代表の選任について関知しない等の形式的な回答ではなく、労使の立場を越えた、本学の労働環境の改善のための生産的な回答をぜひいただきたい。

10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 . . . . .

○ 組合役員(委員長)



○ 過半数代表



● 管理監督者(特に教員)

